

大垣西ロータリークラブ内規 案

第1項 会員推薦手続

(a) 会員の増強は、理事役員、会員増強、選考委員等の役職にかかわらず、全会員が努力すべき事柄であり、従って当然会員は役職等の如何にかかわらず、新会員を推薦する権利と義務を有するものである。

但し、会員のうち会員選考委員、理事役員は、会員として新会員を推薦する権利義務を有すると同時に、新会員候補者を厳正に審査する権利義務をも有するため、その会員は、その会員が推薦した候補者にかかわる審査には参加しないこととする。

慶 弔 内 規

(1) 会員の結婚

30,000円相当のお祝いを贈呈し、祝意を表す。

(2) 会員子弟の結婚

クラブ名で全会員の祝意を打電する。

(3) 会員並びに夫人の誕生日

記念品を贈呈し、祝意を表す。

(4) 会員の結婚記念日

記念品を贈呈し、祝意を表す。

(5) 会員の死亡

香典30,000円と供花をそえ、弔意を表す。

(6) 会員配偶者並びに一親等の親族の死亡

供花をそなえ、弔意を表す。

(7) 会員の長期病気並びに災害

その都度理事会において見舞を決定する。

(8) 会員の第一子誕生

10,000円相当のお祝いを贈呈し、祝意を表す。

(9) その他

この内規に規定されていない事項については理事会が決定する。

(昭和48年7月2日理事会承認)

(平成元年3月7日理事会改正承認)

出席表彰内規

(1) 普通表彰

1年、2年、3年、4年、6年、……………

連続出席者には記念品を贈呈する。

(2) 特別表彰

連続出席者のうち、5年、10年、15年、20年、25年、30年の連続出席者には特別表彰として次の物を贈呈する。

- 5年連続出席特別表彰 10,000円相当の記念品
- 10年連続出席特別表彰 10,000円相当の記念品
- 15年連続出席特別表彰 15,000円相当の記念品
- 20年連続出席特別表彰 15,000円相当の記念品
- 25年連続出席特別表彰 20,000円相当の記念品
- 30年連続出席特別表彰 20,000円相当の記念品
- 35年連続出席特別表彰 20,000円相当の記念品
- 40年連続出席特別表彰 20,000円相当の記念品
- 45年連続出席特別表彰 20,000円相当の記念品

(平成14年3月5日理事会改正承認)

(平成15年8月7日理事会改正承認)

(平成20年1月8日理事会改正承認)

早退、遅刻内規

早退、遅刻の会員は1回につき1,000円をニコボックスに投入する。

(昭和48年7月2日理事会承認)

(昭和54年12月4日理事会削除改正承認)

(昭和59年7月3日理事会復活改正承認)

(平成2年5月1日理事会改正承認)

欠席内規

欠席1回につき1,000円をニコボックスに投入することとし、上期(7月～12月)、下期(1月～6月)の2期に分け精算する。

旅費内規

(1) ガバナー、ガバナー補佐より義務づけられた会合に出席する会員には、下記により旅費を支給する。

イ 登録料

ロ 乗車賃(特急、急行指定料金)

(2) 会長の命により会務をおびて出張する会員には、下記により旅費を支給する。

イ 登録料又は参加料

ロ 乗車賃(特急、急行指定料金)

(昭和48年7月2日理事会承認)

(平成元年5月9日理事会改正承認)

退会者に対する記念品内規

- (1) 10年以上当クラブに在籍した会員の退会に際しては、20,000円相当の記念品を贈呈する。
- (2) 5年以上10年未満当クラブに在籍した会員の退会に際しては、10,000円相当の記念品を贈呈する。
- (3) 5年未満当クラブに在籍した会員の退会に際しては、5,000円相当の記念品を贈呈する。

(昭和48年7月2日理事会承認)

(平成元年3月7日理事会改正承認)

退任役員に対する記念品内規

任期を終了し退任する会長、副会長、幹事に対しては、記念品としてバッジを贈呈し、功績をたたえる。

(昭和48年7月2日理事会承認)

ニコボックス基準額内規

事 項 基 準 額
円

個 人 関 係

- | | | |
|----|-----------------|--------------|
| 1 | 結婚（会員、家族） | 3,000～10,000 |
| 2 | 誕生日（会員、夫人） | 6,000 |
| 3 | 結婚記念日 | 6,000 |
| 4 | 表彰、受賞（会員、家族） | 3,000～ 5,000 |
| 5 | 競技に代表出場、競技に入賞 | 3,000～ 5,000 |
| 6 | 名誉職に就任（会員、家族） | 3,000～ 5,000 |
| 7 | 出産（夫人、家族） | 3,000～ 5,000 |
| 8 | 病気全快 | 3,000～10,000 |
| 9 | 出 版 | 3,000～10,000 |
| 10 | 個展開催 | 3,000～10,000 |
| 11 | 入学及び卒業（家族、大学のみ） | 3,000～ 5,000 |
| 12 | 自宅新增築、転居 | 3,000～ 5,000 |

13

14

15

事 業 所 関 係

- | | | |
|---|--------------|--------------|
| 1 | 増資、社屋工場新增築 | 3,000～10,000 |
| 2 | 特許取得、新製品製造発売 | 3,000～10,000 |

- 3 表彰及び入賞 3,000～10,000
- 4 記念式（創立記念式他） 3,000～10,000
- 5 役員就任 3,000～10,000
- 6 競技に代表出場、競技に入賞 3,000～10,000
- 7

ク ラ ブ 関 係

- 1 皆出席表彰（特別表彰） 10,000
- 2 " （普通表彰） 3,000
- 3 早退、遅刻、欠席 1回につき 1,000
- 4
- 5
- 6
- 7

（昭和48年7月2日理事会承認）

（昭和54年12月4日理事会改正承認）

（昭和59年7月3日理事会改正承認）

（平成2年5月1日理事会改正承認）

第2項 出席規定の免除

クラブ定款（第12条第3節a）によって出席規定を免除される会員について、理事会は毎期第1回の理事会において、その理由ならびに期間について承認または継続の確認を行わなくてはならない。

第3項 出席率計算

(a) 例会の出席率計算は、次の計算式によって計算され、報告し記録されるものとする。

$$\frac{\text{当日出席した正会員数}}{(\text{全会員数}) - \langle \text{当日欠席した免除適用を受けた正会員数} \rangle} \times 100$$

第4項 旅費規定

本クラブに関する重要な任務のために、理事会の承認を受けて出張する会員には、登録料等の会費、および宿泊料交通費の補助金を支給することができる。

第5項 IDM（インフォーマル・ディスカッション・ミーティング）開催規定

- (a) 原則として毎年8回開催することとする。その年度内に会員全員が、最低1回はこの非公式集會に出席しなければならない。
- (b) リーダーがその会合の司会をし、サブリーダーはその概要を記録し、状況を例会において報告するとともに、必要とする事項に関しては理事会に報告する。

(c) リーダーが、出席すべき会員の指名、案内、出欠の掌握などを管理する。

(d) 新会員は年に2回参加してロータリーを学ぶようにする。

第6項 歴代会長会

(a) 歴代会長会は、指名委員会によって構成された次期クラブ人事について、会長エレクトからの諮問に応えるべく10月の中旬頃と来期の計画について2月中旬頃に開催する。

(b) 歴代会長のほか、会長、会長エレクト、幹事、副幹事が出席する。

第7項 ロータリー交換学生派遣に関する内規

目的

ロータリー交換学生は、ロータリー交換学生計画（Rotary Student Exchange Program 手続要覧参照）に基づき、高校生の段階に於いて、スポンサーとなったロータリークラブから派遣されて外国に渡り、一定期間、その外国のロータリアンの家庭にホストされ、その家庭の一員として過ごし、現地の学校に通学して、ありのままの生活を実際に体験し、風俗習慣を見聞し、相互の国際間の親善と理解を推進するもの、すなわち善意と理解のロータリー使節（Rotary Ambassador of Goodwill and International Understanding）であります。そしてロータリーの国際奉仕ならびに青少年活動に大きなウエイトを占めつつ、本人は勿論、相互の地域社会のためにもクラブにとっても計り知れない大きな成果をおさめつつある事業であります。

ここに当クラブとして交換学生に関する規定を次の如く定める。

第1条 派遣先

R I 第2630地区国際青少年交換計画に基づき地区国際青少年交換委員会（以下地区委員会と言う）が推薦する国家とする。現在ではオーストラリア・ブラジル・マレーシア・アメリカ・ベルギー・カナダ・メキシコ・タイ・フランスである。

第2条 期間

1年以内とし、オーストラリア・ブラジル・マレーシアへは3月中旬～4月初旬、アメリカ・ベルギー・カナダ・メキシコ・タイ・フランスへは8月中旬に出発し、翌年同月までに帰国する。

第3条 交換の条件

第1項 交換学生は派遣出願時に於いて、高校在学中の生徒であり、出発年1月1日現在、原則として18才未満であること。

第2項 派遣順位は次のとおりとする。

- 1) クラブ会員の子弟
- 2) クラブ会員の甥、姪
- 3) インターアクトクラブ会員

第3項 派遣人員は、原則として毎年度ごとに1名とし、第2項の順位で決めるものとする。但し状況によって増減を認めることが出来る。

第4項 受入れロータリークラブまでの往復旅費、傷害、疾病など保険への加入及び衣料費は本人（父兄）が負担する。また相手地区で実施されている約3週間～4週間の国内旅行に参加する場合、その費用は本人負担である。

第5項 交換学生は、いかなる理由があっても定められたルートで、定められた期間内に帰国しなければならない。

第6項 学校に要する費用（授業料、教科書、その他）は原則として受入れロータリークラブが負担するが、制服は本人が負担する場合もある。

第7項 小遣いとして地区によって多少の差異はあるが、受入れロータリークラブから月々10,000円（相当額）が支給される。

第8項 食事と宿舎は勿論受入れロータリークラブにより提供され、原則として受入れロータリアンの家庭に入り、通常2～3ヶ月毎にホストファミリーが変り、相手国の風俗・習慣になじみつつ生活をする。

第9項 受入れロータリークラブの指定する現地の高校へ通学し、交換学生としての自覚を持ち通学を最優先すること。

第4条 人格

青少年交換の目的を充分にわきまえ、日本の青少年の代表としての自覚とともに、意志固く、礼儀作法をわきまえ、人柄も円満で、順応性のあることが望ましい。

第5条 健康

第1項 特別な既往症のある者は不適格である。気候風土、飲食物ならびに言葉の違いなどから、虚弱体質者はホスト家庭に余分の心配をかけることになるので好ましくない。

第2項 第3条第4項の傷害、疾病などの保険は海外旅行総合保険（傷害、疾病、携行品、救援者費用、賠償責任）に加入し、世界中どこでも即座に利用できる保険とする。

第6条 申込み

第1項 毎年5月中旬に、地区委員会から次年度派遣の募集が行なわれるので希望学生は、推薦するクラブ会員名をもって、氏名、生年月日、性別、学校名および学年を明記し、クラブ国際奉仕委員会（青少年交換委員会）に所定の期日までに申込むものとする。

第7条 審査および審査委員会

第1項 クラブは希望学生に対して審査を行なう。審査は書類、面接、筆記の三種類とし、書類審査においては、学校長の推せん書、学業成績証明書、面接においては、本人、保護者に対し、筆記においては、英語、一般常識などについて行なうものとし、各年度の実情に応じて適宜実施する。

第2項 審査委員会は、会長、幹事、国際奉仕委員および会長の指名するものを以って構成し、審査委員長は国際奉仕担当理事があたるものとする。

第3項 クラブによる審査にパスした希望学生を地区委員会へ推せんし、日本文申請書、学校長推せん書、学業成績証明書を添えて派遣申請するものとする。

第4項 クラブから地区委員会へ申請後約1ヶ月を経て地区委員会による試験（小論文、英語筆記、面接、その他のテスト）、および書類審査が行なわれる。

第5項 地区委員会の試験に合格した希望学生は8月下旬に行なわれるオリエンテーションに保護者と共に出席しなければならない。

第6項 地区所定の正式願書（Application Form）4通をタイプにて作成し、クラブから地区委員会へ提出する。この正式願書には保証書、医師診断書、歯科医師証明書などが含まれているので、本人、両親、学校長のサインおよびクラブ会長、幹事のサインが必要である。

第8条 決定

提出された正式願書（Application Form）は地区委員会から相手国に送付され、先方から正式に次の書類が送付されて来て初めて正式に派遣が決定する。

1) Guarantee Form

- ・クラブ引受書
- ・入学許可書

2) 航空券学生割引証明書

以上が到着しないうちは派遣内定者である。

第9条 施行

本規定は1990年派遣より施行する。

（昭和47年7月2日理事会承認）

（昭和51年10月5日理事会改正承認）

（平成元年4月4日理事会改正承認）

ロータリー交換学生受入に関する内規

目的

ロータリー交換学生はR Iの提唱する青少年交換計画に基づき、善意と友好のロータリー使節を一定期間ロータリークラブの責任において受入れ、家族の一員として生活させるのである。したがって、当地の学校に通学し、ありのままの生活を実地に体験し、風俗習慣を見聞させることにより、相互に国際間の親善と理解を深めることが目的である。

ホスト家庭の心構え

交換学生をホスト家庭として引受ける場合は、多少の不安と楽しい期待の交錯した複雑な感情と思われるが、結論から“髪の色、肌の色、言葉が異なっても人間は同じだ”と言う実感と、息子や娘が1人増えたと言う嬉しさ、愛するものが1人増えたと言う喜びは、多少の煩しさを帳消して余りあるものであり“案ずるより産むが易し”の諺の通りである。

ここに当クラブとしての受入れに関する規定を次の如く定める。

第1条 受入れ準備

第1項 RI第2630地区国際青少年交換委員会（以下地区委員会と言う）から推薦を受けた本人の願書に基づき、国際奉仕委員会並びにクラブ理事会で検討し決定する。

第2項 受入れ学生を通学させるべき学校を選定し、毎年6月中旬までに学校関係者と会合を持ち受入れについて了解を得ておくものとする。

第3項 受入れ学生と学校、ホスト家庭などの間に立ってたえず個人的な相談や調整をはかるカウンセラーをクラブロータリアンの中から一名選任すること。

選任されたカウンセラーの任期は、ロータリー年度を離れて、その学生の在日間の一年間とする。

第4項 受入れ学生はスポンサーロータリークラブから当クラブに派遣されて来た若きロータリー使節で、クラブ全体の受入れ学生です。国際奉仕委員会、ホスト家庭だけの交換学生でないクラブ全員の交換学生であるとの認識が大切である。

第5項 正式受入れ書類

- 1) クラブ身許引受書3通
- 2) 学校入学許可書3通
- 3) 航空券学生割引許可書2通
- 4) 保証書 Guarantee Form 3通
- 5) Urgent 2通

が送られて来たならば次の必要事項の記入押印をして地区委員長へ返送すること。

- 1) 会長サイン、押印
- 2) 学校長サイン、押印
- 3) 学校長サイン、押印
- 4) 会長・幹事サイン、学校長サイン、押印
- 5) 記入のみ

第6項 国際奉仕委員会はホスト家庭を決定する。（ホスト家庭数は4～6家庭、一家庭で2～3ヶ月のホストが望ましい。）

第7項 カウンセラー、ホスト家庭が決定したならば、スポンサークラブへ受入れ決定の連絡を取ると共に受入れ学生に対して当地の紹介、気候などを知らせ、来日にあたっての不安の解消に努めること。

第8項 国際奉仕委員会は受入れる前にホスト家庭と十分打合せを行ない、過保護、過剰サービスのないように努めること。

第2条 受入れ

第1項 地区委員会から受入れ学生の到着日時、空港または場所が知らされてくるので原則として国際奉仕委員、カウンセラー、第1ホスト家族が出迎えること。

第2項 到着当日、第1ホスト家庭は受入れ学生の家庭宛に無事到着の連絡（電話或は電報）をすること。

第3項 国際奉仕委員会は

1) クラブ会長、市長、学校長への挨拶廻り。

2) クラブ例会への出席、挨拶。

3) 外人登録を市役所にて行なう。

などの日程調整をすみやかに行なうこと。

第3条 義務

第1項 毎日学校に通学させ学校行事参加を最優先とすること。

第2項 ロータリー行事への参加

1) 毎月第1例会および国際奉仕委員会が必要と認めた諸行事への出席。

2) 地区大会、地区インターアクト大会、地区ローターアクト大会、その他地区委員会の必要と認めた諸行事への出席。

以上の場合いずれも学校に届出をすること。

第3項 当クラブと学生本人は通学校長と就学に関する約定書に署名し交換すると共に学校長宛学生本人の誓約書を提出させる。

第4条 受入期間

1年以内。オーストラリア・ブラジル・マレーシアからは1月中旬、アメリカ・ベルギー・カナダ・メキシコ・タイ・フランスからは8月中旬に受入れ、翌年同月（入国日前日まで）までとする。

第5条 ホスト家庭

第1項 ロータリークラブ会員家庭、派遣学生家庭およびロータリークラブ会員が推せんし、理事会の承認した家庭とする。

第2項 交換学生はなるべく多くの家庭をまわり、日本の風俗、習慣、生活実態を体験する意味からも1家庭2～3ヶ月の滞在を適当とする。

第3項 交換学生は家族の一員であり、家族が1人増えたと言う気持ちで過保護、過剰サービス、また、放任、放縦にならないよう心がけること。

第4項 交換学生の健康、交通事故には特に留意し、心身両面の安全を保護するよう心がけること。

第5項 外出並びに旅行の場合、行き先、帰宅予定時間を必ず言わせるよう習慣づけること。

第6項 交換学生の地区（岐阜県・三重県）外への旅行は、ロータリアン、ホスト家族同行と言えども、クラブカウンセラーに報告の上、母国の両親および地区委員長の同意を必要とする。

第7項 言葉は出来るだけ早く日本語に馴れさせる見地から、なるべく英語を使用しないよう配慮する。

第8項 英字新聞の購読は禁止する。

第6条 費用

第1項 本人負担（父兄） ホストロータリークラブまでの往復運賃・宿泊代、保険料、衣服、長距離電話代、学生本人の意志による趣味のお稽古による道具、月謝、スキー教室参加費、地区委員会主催の夏期研修旅行費、など

第2項 クラブ負担

学校に要する費用（学校納入金、制服、教科書、ノート、トレパン（夏・冬各1着）、運動靴、修学旅行費、通学定期代など）月10,000円の小遣い、地区年次大会などの参加費およびクラブ関係行事への参加費、到着・帰国時の送迎費用、通学校への謝礼、帰国時の荷物送料、お土産（各30,000円限度）。

第3項 ホスト負担

1) 宿泊および食事（学校給食を含む）

2) ホスト家庭に対し週7,000円を食費の一部として補助する。但し、当該年度にホスト家庭から交換学生を派遣している場合はこの限りでない。

第4項 その他の経費については地区委員会でも取り決められており、不明の点はカウンセラーと相談するなり、地区委員会へ問合せをし、各ホスト家庭間或いは近隣ホストクラブと余り差異なきようにすること。

第7条 帰国

帰国にあたっては、いかなる事情があろうとも、あらかじめ定められた期日に、定められたルートにより帰国させるものとする。

第1項 原則として国際奉仕委員会とカウンセラーおよび最終ホスト家庭が出発空港まで見送ること。

第2項 帰国荷物の荷物造り、発送は最終ホスト家庭が行なうこととし、機内持込みおよび航空機携行荷物は20kgに制限されているので超過しないように特に注意すること。

第3項 パスポート、航空券、外人登録証などを確認し、帰国当日必ず本人に携帯させること。（荷物と一緒にしない）

第8条 交換学生の心構え

第1項 目的

ロータリー交換学生として来日した目的を明確に自覚し、ともすれば母国へ向く気持ちを在日中は日本人になりきって生活することにつとめる。なお日本独特のものに興味をもち、少なくとも一つの特技を会得すること。

第2項 学校生活

1) 通学する高校の生徒になりきり、すべて学校の指示に従う。

2) 担任教師、カウンセラーとは何事によらず連絡を密にして、ロータリークラブおよび家庭との連絡事項は積極的に行なう。

3) 体育、文化のクラブ活動を行なう。

4) よい学友を早くもち、よく交流すること。

5) 通学には交通安全に注意をはらうこと。

6) 学校行事を最優先し、ロータリー行事参加と言えども事前に学校と連絡をとり、了解を得ること。

第3項 家庭生活

1) 家族の一員として家事手伝いを行なう。

2) 自室の整理、清掃は責任をもって行なう。

3) 兄弟とはできる限り親しく接すること。

4) 電話の使用は10分以内とし、市外通話、長距離通話、国際通話料金は自己負担とする。

5) 外出するときは、必ず事前に家族に行先と帰宅予定時間を伝え、また予定より帰宅のおくれる場合も必ず電話連絡すること。

6) 夜間の単独外出はしないこと。

7) ホスト家族、カウンセラーの承諾なしに旅行をしたり、外泊をすることはしないこと。

8) 地区外への旅行は母国の両親、カウンセラーの許可が必要であり文章をもって地区委員長の承認を得ること。

9) 本人が個人、団体を問わずいろいろな行事や旅行、パーティーなどに招待されたり勧誘された場合にも、たとえ相手がロータリアンであっても必ずホスト家庭の両親に相談してから諾否をすること。

10) 学校行事その他自分の予定について予告を行ない、また特別な行事はもちろん日常の事柄や特にお世話になった場合などには必ず報告すること。

11) 留学中は我が国内に親戚、知人があっても、それらの人々は何ら権利を主張することはできない。

12) 交換学生として絶対にしてはならない禁止事項は次のとおりである。

1. 自動車（オートバイ、モーターボートなどを含む）の運転

2. 喫煙

3. 飲酒

4. 収入を伴うアルバイト

以上の実践について極力努力すると共に、地区、ホストロータリークラブの定めた規則、条件を遵守し、ホスト家庭の生活習慣やしつけに従わなければならない。

もし、これらのことが守られない場合には地区委員会の命令で本国帰国の措置がとられる。

第9条 施行

本規定は1990年受入れより施行する。

(昭和50年7月1日理事会承認)

(昭和59年7月3日理事会改正承認)

(平成元年4月4日理事会改正承認)

(平成12年7月4日理事会改正承認)

(1) 総則

- (a) 本委員会の任務は、交換学生の派遣と受入れを推進実施して、国際理解、親善、平和に寄与することにある。
- (b) 本委員会は、委員長と数名の委員を以って構成し会長が任命する。

細則に基づく委員長選任基準一覧

任期が複数年にわたらず、新たに選任する場合の条件。

(1) 委員会委員長

| | |
|-------------|---------------|
| 企画管理運営委員会 | 会長兼務 |
| クラブ奉仕委員会 | 副会長兼務 |
| 会員増強維持委員会 | 会長エレクト |
| 職業奉仕委員会 | 理事の中から |
| 奉仕プロジェクト委員会 | 会計(役員)理事の中から |
| 青少年育成委員会 | SAA(役員)理事の中から |

(2) 委員会委員長

なるべく理事の中から

委員会構成一覧

I クラブ奉仕部門

企画管理運営委員会

クラブ奉仕委員会(7委員会)

- 1、出席、2、雑誌・3、広報公共イメージ、4、クラブ会報
- 5、プログラム 6、親睦活動 7、ニコニコボックス

会員増強維持委員会 (4委員会)

- 1、職業分類 2、会員選考 3、会員増強維持 4、ロータリー情報

II 職業奉仕部門

職業奉仕委員会

四つのテスト推進

III 奉仕プロジェクト部門

奉仕プロジェクト委員会

- 1、社会奉仕 2、環境保全 3、国際青少年交換、
- 4、国際社会奉仕 5、ロータリー財団 6、米山奨学

ロータリークラブ会員の特典と義務

特 典

1. ロータリークラブ会員は、長い歴史の上に育て上げられてきた奉仕の理想の推進者となります。
2. ロータリークラブ会員は、一業種一人の原則による会員制のロータリークラブ によって選ばれた会員です。
3. ロータリークラブ会員は、ロータリアンとして尊敬され、国際ロータリーの記 章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられます。
4. ロータリークラブ会員は、入会と同時に世界のロータリアンと友達になれます。
5. ロータリークラブ会員は、日本はもちろん、世界中のどこのクラブの例会や地 区大会、国際大会などにも出席できます。
6. ロータリークラブ会員は、あらゆる職業のロータリアンとの親睦を通して見聞 を広め、品性を磨き、奉仕に道を開くことができます。
7. ロータリークラブ会員は、名誉会員を除き、新会員の推薦権をもっています。

義 務

1. ロータリークラブ会員は、国際ロータリー定款・細則並びにロータリークラブ の定 款・細則に従い、その規定を遵守しなければなりません。
2. ロータリークラブ会員は、地域社会における各種職業を代表する者としての責 任を持 たなければなりません。
3. ロータリークラブ会員は、国際ロータリー並びにロータリークラブの名称、記 章や 会員名簿などを商業上の目的のために使用してはなりません。
4. ロータリークラブ会員は、「ロータリーの友」または「The Rotarian」のいづ れかを 購読しなければなりません。
5. ロータリークラブ会員は、クラブ例会に一定の基準以上出席しなければなりません。
6. ロータリークラブ会員は、ロータリーの諸会合の時間を厳守しなければなりません。
7. ロータリークラブ会員は、入会金および会費を納入しなければなりません。

2016-17 年度 会長賞

1. 助金の提唱者となる。留意点：クラブがグローバル補助金の提唱者となっているかど うか、または 地区が申請した 2016-17 年度地区補助金の使用 計画にクラブが提唱者 として含まれているかどうか は、地区に連絡してご確認ください。
2. 少なくとも 1 名の会員が、補助金管理セミナーに 出席する（クラブがロータリークラ ブ・セントラル で報告する）。
3. ロータリーの奉仕のパートナーの一つと協力して プロジェクトを実施する。留意点： ロータリーに は、プロジェクトにおいてクラブと直接協力できる 複数のパートナー

(協力組織)があります。奉仕のパートナーの最新リストは、www.rotary.org/ja/partnersをご参照ください(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。

4. 少なくとも1つの企業、政府・地方自治体、非営利団体と提携してプロジェクトを実施する(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。
5. 同じ地域にある5つ以上のロータリークラブと協力し、より大規模で、注目を集めるプロジェクトを実施する(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。

青少年育成

1. ローターアクトクラブまたはインターアクトクラブは、国際ロータリーの認定を受けている必要があります。クラブがローターアクト/インターアクトクラブを提唱/共同提唱していることがRIに記録されているかどうかは、会長がロータリークラブ・セントラルのレポートで確認できます。記録に誤りがある場合は、rotaract@rotary.org または interact@rotary.org までご連絡ください。以下のうち3項目を達成：
2. ローターアクトクラブのスポンサーまたは共同スポンサーとなっている。
3. 地域社会を基盤とするローターアクトクラブのスポンサーまたは共同スポンサーとなっている。
4. インターアクトクラブのスポンサーまたは共同スポンサーとなっている。
5. 少なくとも1名の会員が、ローターアクトまたはインターアクトのメンターとなる(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。
6. クラブのプロジェクトやイベントにローターアクト またはインターアクトが関与する(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。
7. 少なくとも1名のロータリー青少年交換学生を派遣 または受け入れる(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。
8. RYLAに参加者を派遣する(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。

公共イメージ

1. ロータリークラブ・セントラルを通じて達成状況を報告する必要があります。以下のうち1項目を達成：
2. ロータリー、および財団100周年について地域社会の人びとに知ってもらうためのイベントを主催する(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。
3. クラブのプロジェクトを地元メディアで取り上げてもらう(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。
4. 少なくとも1回のクラブイベント、プロジェクト、募金活動に地元メディア関係者を招く(クラブがロータリークラブ・セントラルで報告する)。